

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

(1) 地域の災害リスク

(参考資料：摂津市地域防災計画及び摂津市洪水ハザードマップ

<https://www.city.settsu.osaka.jp/kurashi/housai/9977.html>)

(地震)

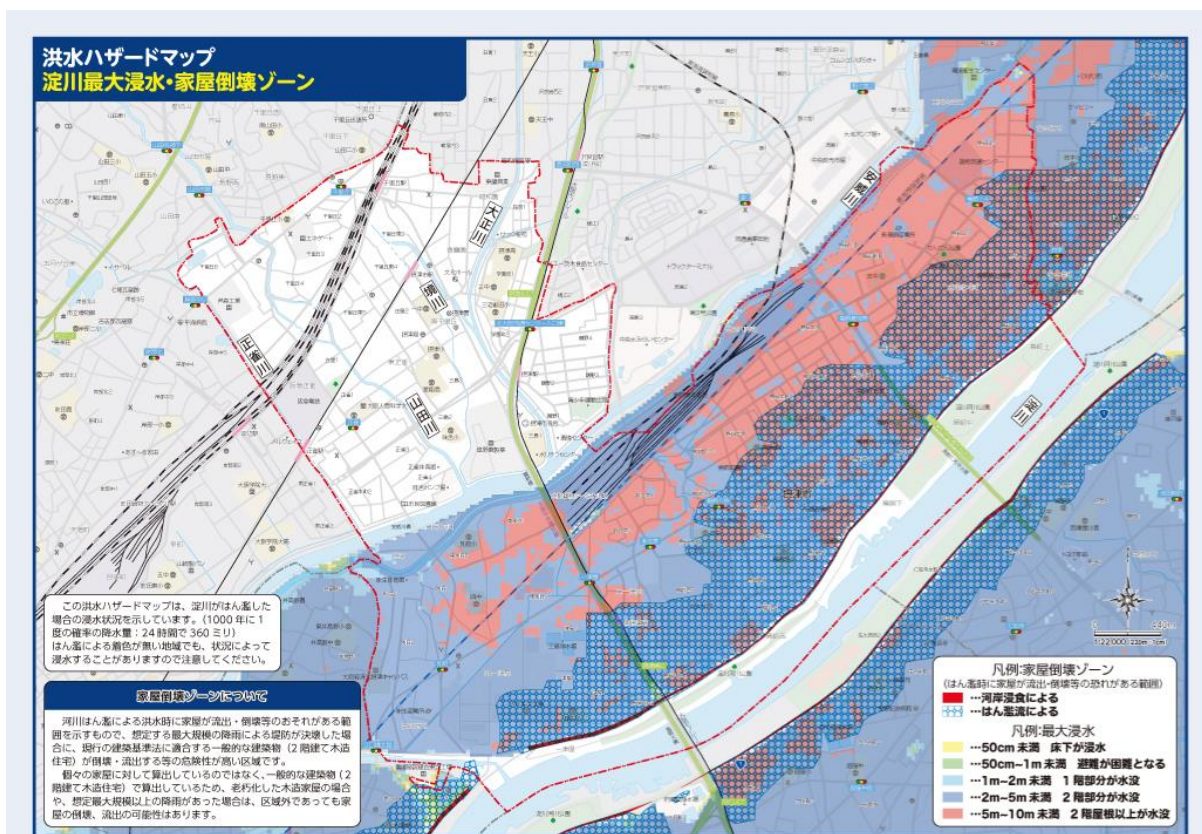
南海トラフ巨大地震と大阪府への影響が考えられる4つの内陸断層(上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯)について、6つのケース(上町断層帯は断層破壊モデルが2ケース)の地震が想定されている。このうち、摂津市域の震度が最も強くなるケースは「上町断層帯地震A」で、市全域が震度6弱～6強と予測される。また、平成25年度に府が実施した大規模地震被害想定結果を踏まえ、南海トラフ巨大地震も想定されている。

(浸水被害)

1 淀川

国の管理河川で、水防警報河川に指定され、全区間水防区域である。また、洪水予報河川(枚方水位観測所を基準とした「淀川洪水予報」)にも指定され、浸水想定区域が指定されている。淀川浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨(淀川の基準地点枚方上流域の24時間総雨量約360mm)による外水氾濫の想定で、市内の広範囲に5m以下の浸水、淀川と安威川に挟まれた地区の一部に5m以上の浸水が予想されている。

<摂津市洪水ハザードマップより抜粋>



2 安威川

府の管理河川で、水防警報河川に指定され、全区間が水防区域である。また、洪水予報河川（千歳橋水位観測所を基準とした「神崎川・安威川洪水予報」）にも指定され、浸水想定区域が指定されている。安威川浸水想定区域は、概ね 200 年に 1 回程度起こる大雨（安威川流域の日総雨量 272mm）による外水氾濫の想定で、市内の広範囲に 5 m 以下の浸水、右岸の近傍に 2 m 以上の浸水が予想されている。

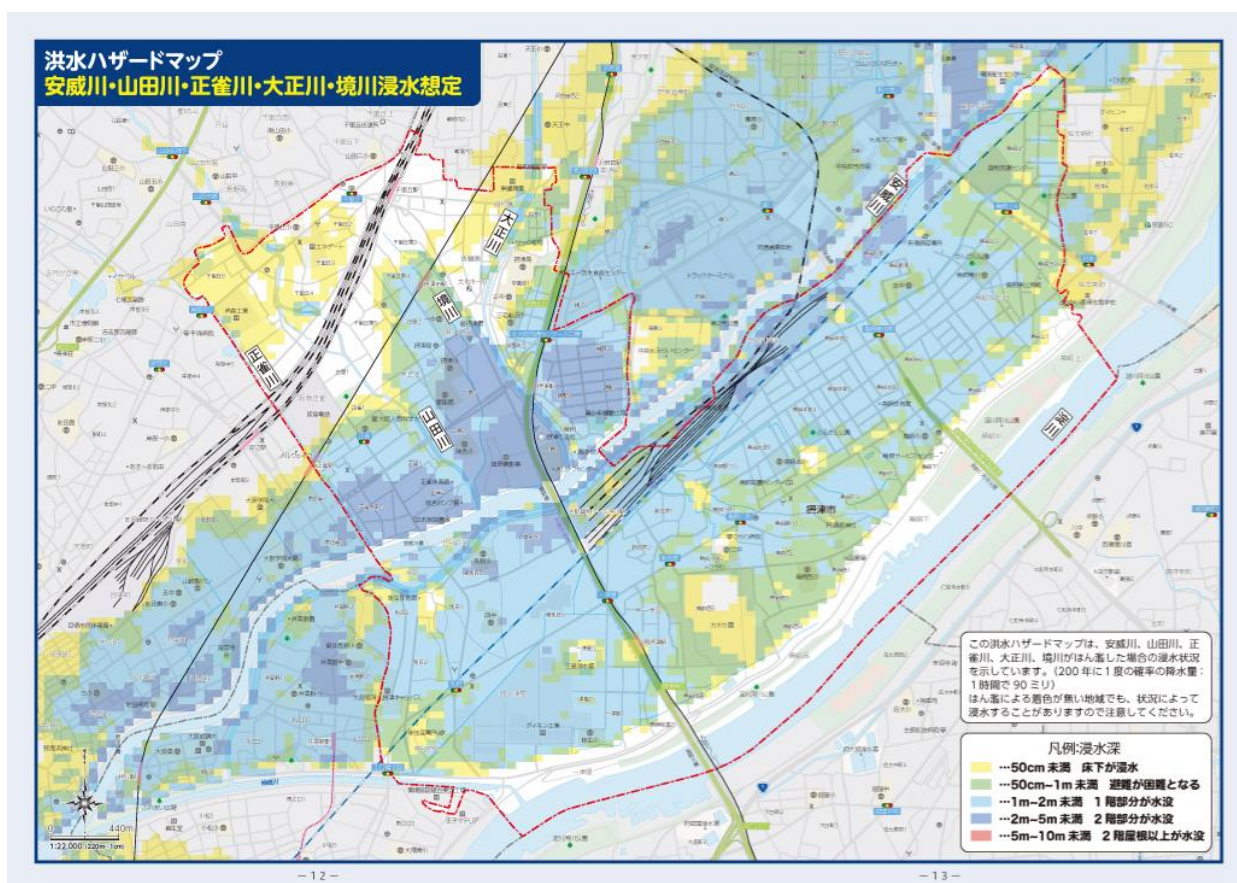
3 山田川

府の管理河川で、水防警報河川に指定され、ほぼ全区間が水防区域である。また、水位情報周知河川（山田川水位観測所の「特別警戒水位」到達情報）に指定され、浸水想定区域が指定されている。浸水想定区域は、1 時間に最大約 92mm、1 日に 281mm の大雨による外水氾濫の想定で、河道から約 1km の範囲に 2 m 以下の浸水が予想されている。

4 正雀川、大正川、境川

府の管理河川で、全区間水防区域である。浸水想定区域が公表されており、1 時間に最大約 92mm、1 日に 281mm の大雨による外水氾濫の想定で、河道から約 1 km の範囲に 5 m 以下の浸水が予想されている。

＜摂津市洪水ハザードマップより抜粋＞



(その他)

その他自然災害に伴う災害として、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、放射線災害、構造建築物・市街地災害、竜巻災害など複合的に発生する可能性も想定している。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 2, 836者 (出典: 中小企業庁市区町村別企業数 2016年6月時点)
- ・中小企業者数 2, 832者 (出典: 中小企業庁市区町村別企業数 2016年6月時点)
- ・小規模事業者数 2, 412者 (出典: 中小企業庁市区町村別企業数 2016年6月時点)

(3) これまでの取組

< 摂津市の取組 >

- ・防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・新型インフルエンザ感染症への対応

< 摂津市商工会の取組 >

- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・大阪府火災共済と連携した損害保険への加入促進
- ・大阪府商工会連合会と連携した事業継続計画 (BCP) 策定支援
- ・摂津市が実施する防災訓練への参加及び協力

② 課題

- ・現状では緊急時の取組にかかる摂津市と摂津市商工会との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・摂津市商工会においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。

③ 目標

- ・実施期間中における事業者BCP策定支援者数の目標: 述べ14, 000事業者

令和2年度: 2, 800事業者

令和3年度: 2, 800事業者

令和4年度: 2, 800事業者

令和5年度: 2, 800事業者

令和6年度: 2, 800事業者

- ・地区内の小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と各市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

④ その他

摂津市商工会の事業継続計画の有無: 無

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年9月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 摂津市商工会と摂津市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 事前の対策

本計画の内容を予め整理して、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害や新型インフルエンザ感染症等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

b) 小規模事業者に対する事業者BCP策定支援

- ・ 大阪府が提供する簡易版BCP様式による策定支援
- ・ 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援
- ・ 連携する損害保険会社の協力を得て、同社が提供する簡易版BCP様式での策定支援
- ・ 連携する大阪府商工会連合会の協力を得て、同連合会が提供する事業継続計画（BCP）策定支援事業を通じた策定支援

c) 地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況の把握

- ・ 事業所巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況を確認する。

d) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度6以上の地震）が発生したと仮定し、摂津市と摂津市商工会との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

e) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の策定

- ・ 摂津市商工会は令和4年度末までに事業継続計画を策定する。

f) 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 大阪府商工会連合会の協力を得て、同連合会が提供する事業継続計画（BCP）策定支援事業を通じた策定支援を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

g) フォローアップ

摂津市防災担当部局・商工担当部局と摂津市商工会とで、当計画に進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年1回以上設ける。

2) 発災後の対策

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内に被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)を摂津市商工会と摂津市で共有する。)

b) 応急対策の方針決定

・摂津市商工会と摂津市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤せず、職員自身が無事安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

・大まかな被害状況を確認し3日以内に情報共有する。

※被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

・本計画により摂津市商工会と摂津市は以下の間隔で被害情報を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	2日に1回共有する
2週間～3週間	3日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

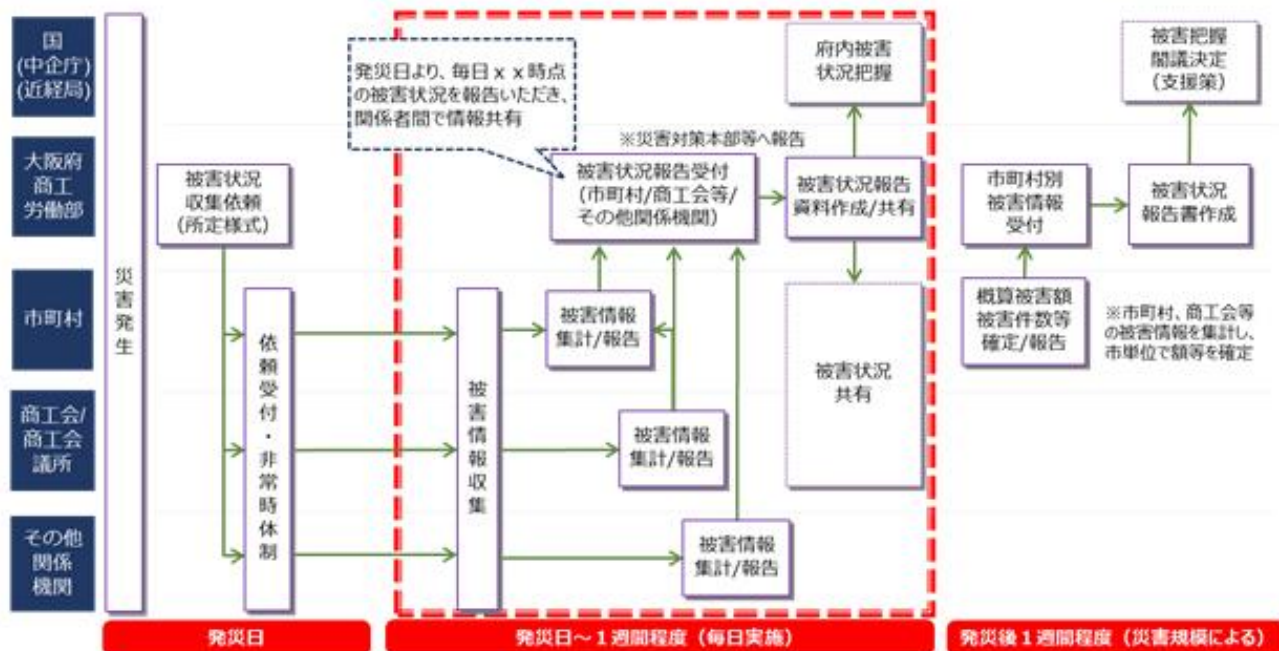
・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

・当会と当市が共有した情報を、大阪府の指定する方法にて当会又は当市より大阪府へ報告する。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告
(1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。)



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・ 相談窓口の開設方法について、摂津市と摂津市商工会で相談・決定する。
(摂津市商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策(国や大阪府、摂津市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・ 国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大阪府等に相談する。

6) その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府に報告する。

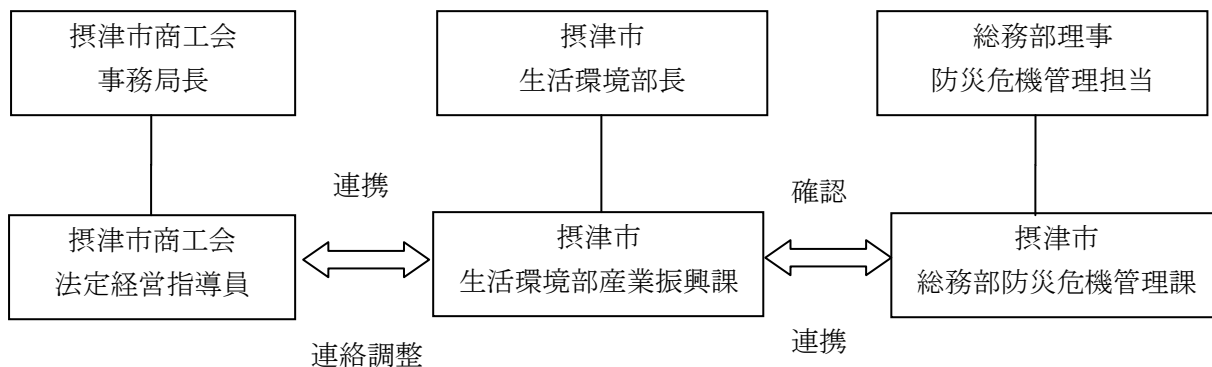
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年4月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 島内 嘉紀（連絡先は（3）①参照）

経営指導員 佐古 和康（連絡先は（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

摂津市商工会

〒566-0021 摂津市南千里丘4番35号3階

TEL：06-6318-2800 / FAX：06-6318-2555

E-mail：info@settsu-sci.jp

②関係市町村

摂津市 生活環境部 産業振興課

〒566-8555 摂津市三島1-1-1

TEL：06-6383-1362 FAX：06-6319-5068

E-mail：sangyou@city.settsu.osaka.jp

摂津市 総務部 防災危機管理課

〒566-8555 摂津市三島1-1-1

TEL：06-6170-1518 FAX：06-6319-6407

E-mail：bousai-kiki-kanri@city.settsu.osaka.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【摂津市商工会】

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	420	420	420	420	420
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・チラシ作成費	100	100	100	100	100
・チラシ発送費	120	120	120	120	120

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、摂津市補助金、大阪府補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【摂津市】

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	5,609	5,609	5,609	5,609	5,609
・セミナー開催費	340	340	340	340	340
・チラシ作成費	5,269	5,269	5,269	5,269	5,269

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
自主財源 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

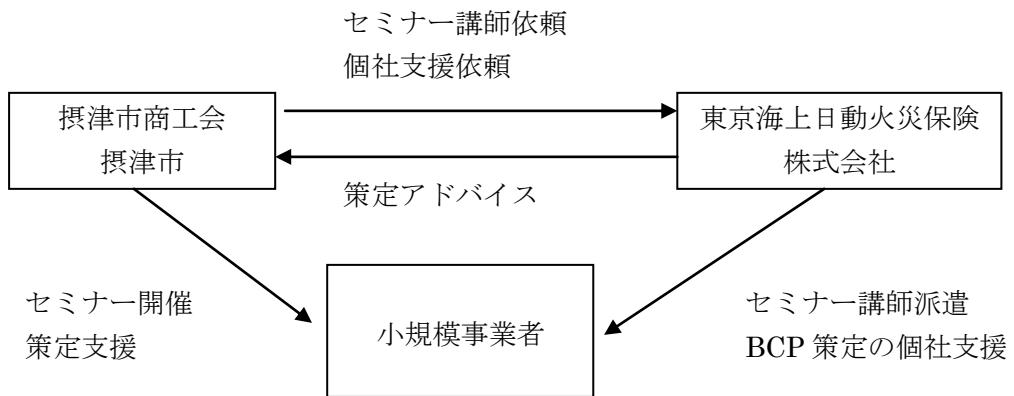
(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

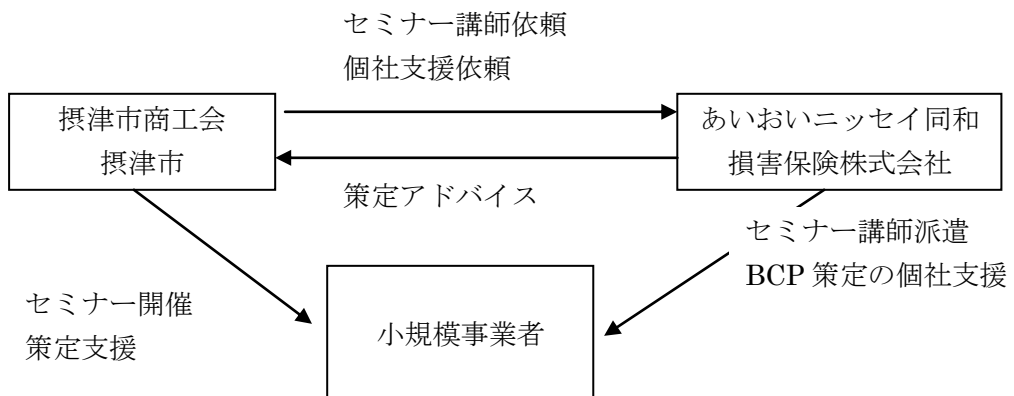
連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<p>1. 東京海上日動火災保険株式会社 枚方支社 支社長 井上 愛 〒573-0027 大阪府枚方市大垣内町2-8-17 TEL:072-843-7321 FAX:072-843-3122</p> <p>2. あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 大阪支店 支店長 光田 幸司 〒530-8555 大阪府大阪市北区西天満4-15-10 TEL:06-6363-3134 FAX:06-6363-3206</p> <p>3. 大阪府商工会連合会 会長 早川 巖 〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2番5号マイドームおおさか6階 TEL:06-6947-4340 FAX:06-6947-4343 Eメール: shokoren@osaka.sci.or.jp</p>
連携して実施する事業の内容
<p>・BCPワークショップ・訓練セミナーの開催 小規模事業者に対する災害リスクの周知やセミナーの開催を通じてBCP策定の重要性等の周知・普及促進を図る。</p> <p>・事業継続計画（BCP）策定支援事業 大規模災害ならびに水災対策、新型インフルエンザ感染症等のBCPについて、簡易版BCPや独自ツールによる策定支援、ハザードマップwebアプリによる事業所所在地ピンポイントで地震・津波・浸水・土砂災害・台風災害のハザード情報のレポートを提供する。自然災害に関わる損害保険（ビジネス総合保険・業務災害補償保険・火災保険・自動車保険）の見直し</p>
連携して事業を実施する者の役割
<p>・当会・当市が開催する「BCPセミナー」への講師派遣 BCP策定に関する専門的知識を有し、数多くの小規模事業者への講演実績があり、当会・当市でのセミナーにおいても、BCPに関心のある小規模事業者の策定へのアプローチをかけることが可能となる。また、BCP策定支援のアドバイスや、適宜、個社支援により発展した支援も可能となる。</p> <p>・BCP策定の個社支援に対する専門家派遣 BCP策定の専門家を派遣してもらい、小規模事業者の簡易版BCPや独自ツールによる策定支援を行う。また、ハザードマップwebアプリによる事業所所在地ピンポイントで地震・津波・浸水・土砂災害・台風災害のハザード情報のレポートを提供や自然災害や新型インフルエンザ感染症等に関わる損害保険（ビジネス総合保険・業務災害補償保険・火災保険・自動車保険）の見直しを提案してもらう。</p>

連携体制図等

①



②



③

